

令和4年10月4日
教育委員会事務局学校支援・地域連携課

「自治体情報システムの標準化に係る就学システムの業務見直し及びR F I 支援業務委託契約」契約結果

自治体情報システムの標準化に係る就学システムの業務見直し及びR F I 支援業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名

自治体情報システムの標準化に係る就学システムの業務見直し及びR F I 支援業務委託

2 委託内容

学籍システム及び就学援助事務システムの標準準拠システムへの移行に際し、(1) 業務見直し方針案の作成 (2) R F I 支援等を実施する。

3 契約の相手方 株式会社クニエ

4 契約金額 36,960,000円

5 契約日 令和4年10月3日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社クニエ	357	1
デロイトトーマツコンサルティング合同会社	—	辞退

7 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日及び開催場所	令和4年8月18日 午後1時～2時10分 市庁舎17階S-01会議室
評価委員の出席状況	評価委員5人出席（定足数5／6）
議事内容	評価基準等の確認、提案書の評価、受託候補者の特定
評価基準	別紙のとおり

8 問い合わせ先

教育委員会事務局学校支援・地域連携課就学係 電話：045-671-3270

提案書評価基準

別紙

評価項目	評価の着目点		配点	評価※1	評価の換算式	評価点
法人の業務実績	過去5年間の同種又は類似業務の実績内容		15			
予定技術者の業務実績及び業務実施能力	管理技術者	技術者が有する資格及びその専門分野内容	5			
		過去5年間の同種又は類似業務の実績内容【必須項目】	10			
	担当技術者	技術者が有する資格及びその専門分野内容	5			
		過去5年間の同種又は類似業務の実績内容	10			
業務実施方針	業務内容の理解度		10			
	業務実施方針の妥当性		10			
	業務実施手法の妥当性		10			
提案内容の実現性等	取組意欲		5			
	専門技術力・人員体制など業務遂行能力		10			
	提案の実現性		10			
企業の取組に関すること※2	ワークライフバランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1			
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1			
		以下のいずれか1つ以上を取得している ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ③若者雇用促進法に基づくユースエル認定 ④よこはまグッドバランス賞の認定	1			
		障害者雇用に関する取組	1			
	健康経営に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している	1			
評点の合計					満点:105	

※1 「企業の取組に関すること」を除く各評価項目について、ABCの3段階で評価を行う。

評価は各項目の基準を5点満点とし、A=5点、B=3点、C=0点として、

各項目の配点に応じて換算する(例:配点10点の項目は、A=10点、B=6点、C=0点)

※2 「企業の取組に関すること」は、該当する項目は1点、該当しない項目は0点とする。

提案書評価基準

評価項目	評価の着目点	配点	評価※1		
			A	B	C
法人の業務実績	過去5年間の同種又は類似業務の実績内容	15	高度かつ豊富な実績がある ACに該当しない		実績が少ない(5件未満)
予定技術者の業務実績及び業務実施能力	管理技術者	5	—	当該業務を実施するのに適した資格・専門分野を有していない	当該業務を実施するのに適した資格・専門分野を有していない
		10	高度かつ豊富な実績がある(5件以上) ACに該当しない		実績がない
	担当技術者	5	—	当該業務を実施するのに適した資格・専門分野を有する	当該業務を実施するのに適した資格・専門分野を有していない
		10	高度かつ豊富な実績がある(5件以上) ACに該当しない		実績がない
業務実施方針	業務内容の理解度	10	的確に理解しており、検討が十分 ACに該当しない		業務内容をよく理解していない
	業務実施方針の妥当性	10	特に優れている ACに該当しない		妥当でない
	業務実施手法の妥当性	10	特に優れている ACに該当しない		妥当でない
取組意欲等	取組意欲	5	特に優れている ACに該当しない		意欲を感じられない
	専門技術力・人員体制など業務遂行能力	10	特に優れている ACに該当しない		妥当でない
	提案の実現性	10	特に優れている ACに該当しない		検討が不十分であり、実現性に疑義がある
企業の取組に関すること※2	ワークライフバランスに関する取組	1	策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)	—	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上
		1	策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)	—	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上
		1	以下のいずれか1つ以上を取得している ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク) ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定 ③青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定 ④よこはまグッドバランス賞の認定	—	いずれも取得・認定されていない
	障害者雇用に関する取組	1	達成している(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)	—	達成していない(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用していない(従業員43.5人未満)
	健康経営に関する取組	1	認定又は認証を受けている	—	認定又は認証を受けていない
評点の合計					

※1 「企業の取組に関すること」を除く各評価項目について、ABCの3段階で評価を行う。

評価は各項目の基準を5点満点とし、A=5点、B=3点、C=0点として、

各項目の配点に応じて換算する(例:配点10点の項目は、A=10点、B=6点、C=0点)

※2 「企業の取組に関すること」は、該当する項目は1点、該当しない項目は0点とする。